

長南町総合保健福祉計画

長南町高齢者保健福祉計画
第5期介護保険事業計画

平成24年3月

長 南 町

ご あ い さ つ

高齢化が進む中、介護を必要とする方を社会全体で支える仕組みとして、平成12年から開始された「介護保険事業計画」は、「高齢者保健福祉計画」と併せて今回で第5期目の策定となりました。

高齢者人口は、「第1次ベビーブーム世代」といわれる人たちが65歳以上となることから、高齢化率が急激に増加しようとしています。

このような状況の中、元気で自立しているときも、支援や介護が必要となっても、それぞれの持てる力を生かしながら、安心して生活できる環境づくりを進めることが重要となっています。

よって、今回の計画策定にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと生活することができ、長寿を心から喜べる環境づくりを目指すとともに、各種相談業務から、見守り・災害時の援助まで幅広い事業を通して支援体制を構築していくことが必要ですので、今後とも町民や事業者の皆さまのご支援・ご協力をいただきたいと考えております。

最後に、この計画にあたり、ご尽力をいただきました介護保険運営協議会委員の方々をはじめ、関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成24年3月

長南町長 藤 見 昌 弘

【 目 次 】

第1章 計画策定について	1
第1節. 計画策定の趣旨	1
第2節. 計画の目的・基本方針	1
第3節. 計画の位置づけ	2
第4節. 計画策定体制	2
第5節. 計画の期間	2
第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者及び介護保険事業の状況	4
第1節. 人口の推移	4
第2節. 高齢者人口の推移	4
第3節. 要介護（要支援）認定者数の推移	5
第4節. 介護サービス利用者数の推移	5
第5節. 第4期介護保険事業計画との実績の比較	7
第3章 介護保険事業計画の概要	10
第1節. 人口及び高齢者数の推計	10
第2節. 要介護（要支援）認定者数の推計	11
第3節. 日常生活ニーズ調査	12
第4章 介護保険事業計画	18
第1節. 居宅サービスの見込量	18
第2節. 地域密着型サービスの見込量	24
第3節. 施設サービスの見込量	24
第5章 地域支援事業	26
第1節. 地域支援事業	26
第6章 介護保険事業の運営	30
第1節. 介護給付費の実績と推計	30
第2節. 第1号被保険者の保険料の設定	31
第7章 高齢者福祉の充実	33
第1節. 健康増進事業の推進	33
第2節. 予防事業の推進	37
第3節. 福祉サービスの推進	38
資料編	41

第1章 計画策定について

第1章 計画策定について

第1節 計画策定の趣旨

現在、全国的に少子高齢化が進展する中、長南町においても人口は減少し、急激な少子高齢化社会に至っています。平成22年には、過疎地域自立特別措置法に基づく過疎地域の指定も受け、高齢者人口及び高齢化率は共に伸び続けており、高齢化率は千葉県下においても高く長生郡市内でも一番の高齢化率となっています。

また、高齢者のみの世帯及び一人暮らし高齢者世帯、要介護及び要支援認定者数においても年々増加し生活環境に変化が生じてきています。このような中で、高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるような『地域包括ケアの推進』①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくことは今後さらに重要となってきます。

町では、『住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らしていくためには、高齢者自身が健康に留意すること（自助）』、『地域全体で支えあう社会を築くこと（共助）』、『いざというときに公的な支援ができる体制が整っていること（公助）』が基本との視点に立ち、高齢者の健康づくりと地域で支援する体制の強化を図ります。

この高齢者福祉の自助・共助・公助を実現するために取り組むべき課題を明確にして計画的に事業を推進することを目的とし、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

第2節 計画の目的・基本方針

この計画は、本町が迎えようとしている超高齢社会に備え、総合化した保健福祉サービスの供給体制を構築するため、「地域のふれあいとともに暮らせる町」を目指し、地域の実情に即した高齢者施策を計画的に推進するための計画といたします。

計画策定にあたり基本方針を次のとおりとします。

（1）地域で支える介護支援

高齢者が安心して自立した日常生活を送ることができるよう地域における様々なサービス資源の活用を図ります。また、高齢者やその家族の生活上の不安等に対応するため関係者とのネットワーク体制を確立し地域における支援活動を推進します。

(2) 高齢者とともにごせる環境づくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう地域密着型サービスの提供や在宅サービスと施設サービスの連携を図るなど継続的な支援体制を整備します。

(3) 総合的サービス基盤の整備

高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくため、総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行い、包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントを適切に実施していきます。

第3節 計画の位置づけ

「長南町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、両計画を高齢者の保健・医療・福祉との関連が密接に係っているため一体的な計画として策定しています。

第4節 計画策定体制

計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉の学識経験者等から構成される「長南町介護保険運営協議会」において専門的・総合的な見地から基本案の作成、協議を行い策定しました。

第5節 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

地域包括ケア実現のために

身近な地域に多様なサービス



(イメージ図)

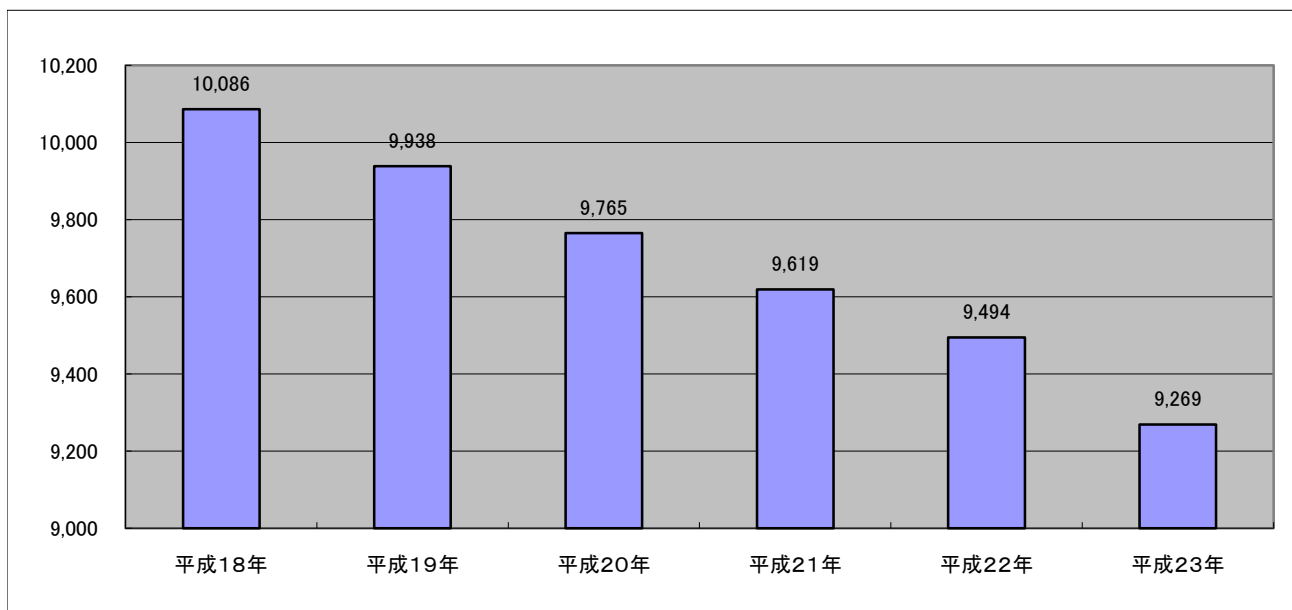
第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者及び 介護保険事業の現状

第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者及び介護保険事業の現状

第1節 人口の推移

住民基本台帳による平成23年10月1日現在の総人口は9,269人で、平成18年から817人が減少しています。

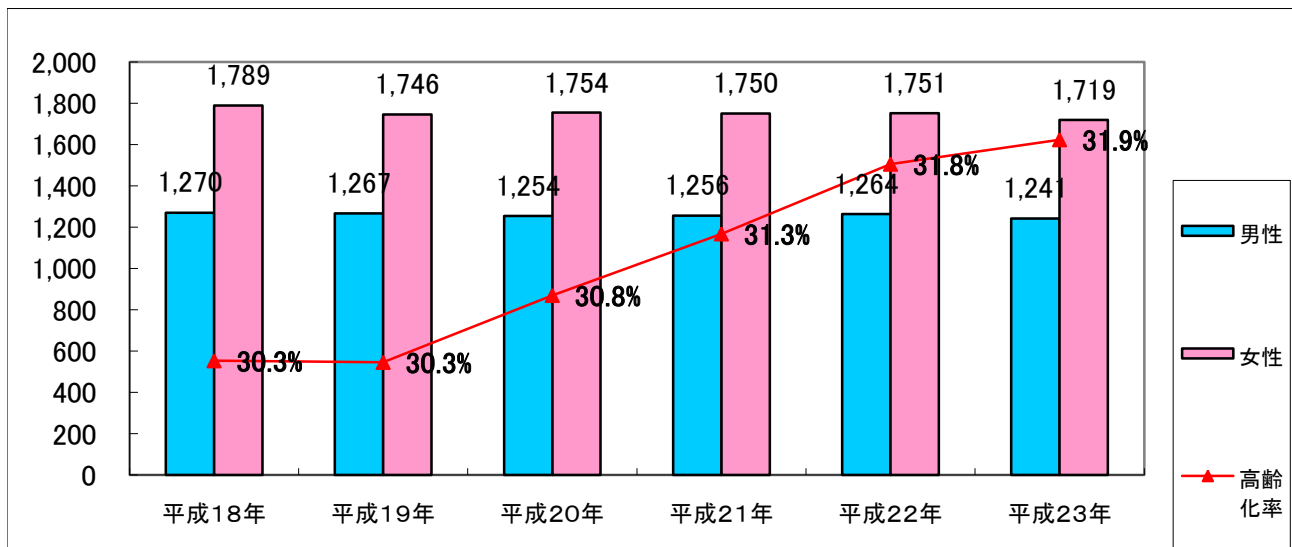
（住民基本台帳の各年10月1日現在）単位：人



第2節 高齢者人口の推移

平成23年10月1日現在における高齢者人口は男性1,241人、女性1,719人で合計2,960人であり、高齢化率は31.9%となり年々上昇傾向にあります。

（住民基本台帳の各年10月1日現在）単位：人



第3節 要介護（要支援）認定者数の推移

平成23年10月1日現在における要支援・要介護認定者数は、512人で、平成18年10月と比較し49人増となっており、年々増加傾向です。

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
認定者数	463	476	474	485	507	512
要支援 (要支援1) (要支援2)	47	33	15	13	20	16
	—	22	36	38	39	44
要介護1	163	138	113	121	112	103
要介護2	65	72	98	77	84	88
要介護3	58	74	74	78	88	92
要介護4	78	66	69	75	80	81
要介護5	52	71	69	83	84	88

資料：介護保険事業報告

第4節 介護サービス利用者数の推移

介護サービス利用者数は、全体的に増加傾向にあります。

(1) 居宅サービス利用者数

居宅サービスは、特に通所介護・短期入所等のサービス利用者が増加しています。

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
認定者数	288	278	290	284	285	302
要支援 (要支援1等) (要支援2)	33	28	11	7	16	12
	—	12	25	33	31	39
要介護1	125	108	96	99	84	84
要介護2	47	46	71	61	61	61
要介護3	37	45	40	33	48	63
要介護4	31	21	32	37	30	27
要介護5	15	18	15	14	15	16

資料：介護保険事業報告

(2) 地域密着型サービス利用者数

地域密着型サービスは、平成18年度に新たに創設されたサービスです。利用者については、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用されている方で、平成23年度に1施設が新規に開設しているため、増加傾向にあります。

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	9	12	13	13	13	23
要支援 (要支援1等) (要支援2)	0	0	0	0	0	0
	—	0	0	—	0	0
要介護1	2	2	3	2	2	5
要介護2	2	4	6	6	4	4
要介護3	3	4	1	1	2	7
要介護4	2	1	3	3	4	4
要介護5	0	1	0	1	1	3

資料：介護保険事業報告

(3) 施設サービス利用者数

施設サービス利用者のうち介護老人福祉施設については、平成22年度に町内に老人福祉施設が新規に開設したことに伴い増加傾向ですが、介護療養型医療施設については、平成23年度に廃止をする施設も出てきたため、減少傾向となっています。

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	107	121	114	127	145	136
介護老人福祉施設	54	64	64	75	86	92
介護老人保健施設	42	36	36	40	42	42
介護療養型医療施設	11	21	14	12	17	2

資料：介護保険事業報告

(1) 要支援・要介護認定者数

各年度とも実績値が計画値を上回っており、計画以上に認定者が増加していることが伺えます。特に、要支援2及び要介護3以上の伸びが顕著であり、要支援2では新規の要支援者の増、要介護3以上では認定者の重度化や疾病などで寝たきりになることにより、介護度の高くなる方が増えています。

単位：人

	平成21年			平成22年			平成23年		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
認定者数	483	485	100.4%	492	507	103.0%	506	512	101.2%
要支援1	16	13	81.3%	16	20	125.0%	17	16	94.1%
要支援2	33	38	115.2%	33	39	118.2%	34	44	129.4%
要介護1	119	121	101.7%	121	112	92.6%	124	103	83.1%
要介護2	98	77	78.6%	100	84	84.0%	103	88	85.4%
要介護3	75	78	104.0%	76	88	115.8%	79	92	116.5%
要介護4	72	75	104.2%	74	80	108.1%	76	81	106.6%
要介護5	70	83	118.6%	72	84	116.7%	73	88	120.5%
認定率	16.0%	16.1%		16.3%	16.8%		17.0%	17.3%	

資料：介護保険事業報告

(2) 居宅サービス利用者数

居宅サービス利用者数は300人程度で推移しています。

単位：人

	平成21年			平成22年			平成23年		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
居宅サービス利用者数	270	284	105.2%	267	285	106.7%	277	302	109.0%
標準的居宅サービス利用者	267	283	106.0%	264	284	107.6%	274	302	110.2%
特定施設入所者生活介護	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%

資料：介護保険事業報告

(3) 地域密着型サービス利用者数

地域密着型サービス利用者は、平成23年度に1施設が新規に開設したことに伴ない増加しています。

単位：人

	平成21年			平成22年			平成23年		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
認知症対応型 共同生活介護	18	13	72.2%	27	13	48.1%	27	23	85.2%

資料：介護保険事業報告

(4) 施設サービス利用者数

施設サービスは依然として多くの入所希望がありますが、介護療養型医療施設の廃止に伴って施設利用者は若干減少しています。

単位：人

	平成21年			平成22年			平成23年		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
施設サービス 利用者数	142	127	89.4%	147	145	98.6%	147	136	92.5%
介護老人福祉 施設	87	75	86.2%	92	86	93.5%	92	92	100.0%
介護老人保健 施設	46	40	87.0%	55	42	76.4%	55	42	76.4%
介護療養型 医療施設	9	12	133.3%	0	17	0.0%	0	2	0.0%

資料：介護保険事業報告

(5) 保険給付費

第1号被保険者の3ヶ年の保険給付費総額は2,717,400千円となり計画の保

険給付費総額2,720,445千円に対して3,045千円減額となっています。

単位：千円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス費（達成率）	105.9%	110.4%	109.0%
計 画	303,618	295,826	310,401
実 績	321,552	326,689	338,345
居宅介護支援費（達成率）	107.2%	109.5%	110.3%
計 画	34,379	33,761	35,206
実 績	36,870	36,955	38,831
福祉用具購入費（達成率）	77.4%	79.7%	116.4%
計 画	1,336	1,336	1,336
実 績	1,034	1,065	1,555
住宅改修費（達成率）	87.0%	66.3%	73.9%
計 画	3,660	3,660	3,660
実 績	3,186	2,425	2,705
地域密着型サービス費（達成率）	73.4%	49.9%	79.8%
計 画	53,191	79,419	79,419
実 績	39,058	39,625	63,391
施設サービス費（達成率）	90.6%	101.9%	96.3%
計 画	433,713	435,802	435,802
実 績	392,889	444,160	419,474
高額介護サービス費（達成率）	104.0%	115.9%	122.5%
計 画	15,795	16,331	16,537
実 績	16,423	18,928	20,266
高額医療合算介護サービス費（達成率）	0.0%	0.0%	0.0%
計 画	0	0	0
実 績	0	3,881	2,000
特定入所者生活介護サービス費（達成率）	84.5%	102.5%	117.9%
計 画	39,334	42,027	42,027
実 績	33,240	43,070	49,556
審査支払手数料（達成率）	101.6%	95.7%	83.1%
計 画	946	949	974
実 績	961	908	809
保険給付費総額（達成率）	95.4%	100.9%	101.3%
計 画	885,972	909,111	925,362
実 績	845,213	917,706	936,932
地域支援事業費（達成率）	75.3%	72.8%	76.3%
計 画	12,943	13,282	13,519
実 績	9,745	9,675	10,310

資料：介護保険事業報告

平成21年度と平成22年度は各年度の決算額です。また、平成23年度については、年度の決算見込み額です。

第3章 介護保険事業の概要

第3章 介護保険事業計画の概要

第1節 人口及び高齢者数の推計

人口等の実績及び推計は、平成18年から平成23年の間に、65歳以上の人口は99人減少しており、40歳から64歳は172人、0歳から39歳も546人減少していません。

平成24年から平成26年にかけては、65歳以上の人口は178人増と高齢化の一層の進展が見込まれます。

単位：人

	総人口	40歳から64歳	65歳から74歳	75歳以上	高齢化率
平成18年	10,086	3,549	1,348	1,711	30.3%
平成19年	9,938	3,536	1,292	1,721	30.3%
平成20年	9,765	3,503	1,296	1,712	30.8%
平成21年	9,619	3,449	1,264	1,742	31.3%
平成22年	9,494	3,403	1,232	1,783	31.8%
平成23年	9,269	3,377	1,187	1,773	31.9%
平成24年	9,221	3,290	1,261	1,791	33.1%
平成25年	9,081	3,184	1,327	1,814	34.6%
平成26年	8,937	3,075	1,394	1,836	36.1%

資料：住民基本台帳

第2節 要介護（要支援）認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、平成22年と平成23年の高齢者人口比を基に自然体として平成26年までを推計しています。

高齢者人口の上昇とともに要支援・要介護認定者数は増加するものと見込まれます。

単位：人

	認定者数	要支援1等	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成18年	463	47	—	163	65	58	78	52
平成19年	476	33	22	138	72	74	66	71
平成20年	474	15	36	113	98	74	69	69
平成21年	485	13	38	121	77	78	75	83
平成22年	507	20	39	112	84	88	80	84
平成23年	512	16	44	103	88	92	81	88
平成24年	520	16	51	107	83	95	79	89
平成25年	532	18	49	110	86	97	81	91
平成26年	545	20	50	110	88	101	83	93

資料：介護保険事業報告

- ・介護の長期利用者の増や高年齢化に伴い、重度化する利用者が増えている。
- ・病院への入院や家庭の事情等により、介護になる際にいきなり介護度が高い利用者が増えている。

第3節 日常生活ニーズ調査

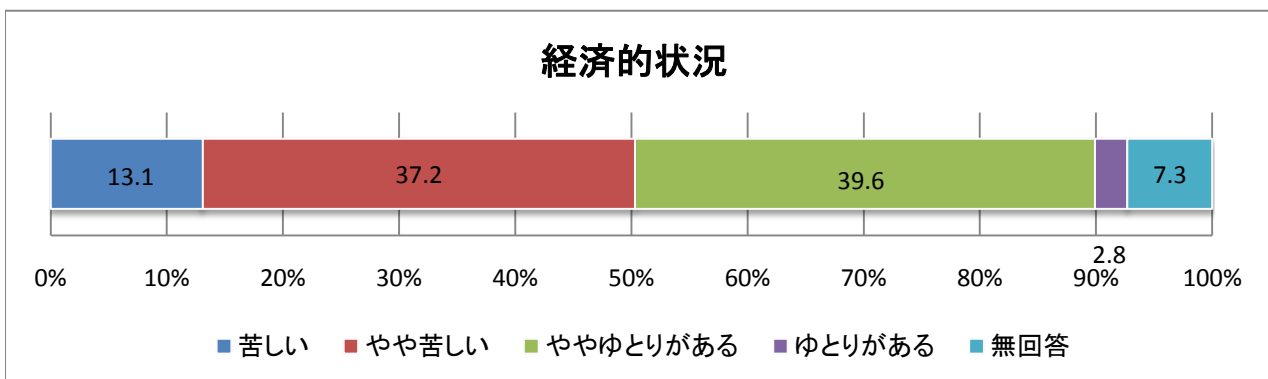
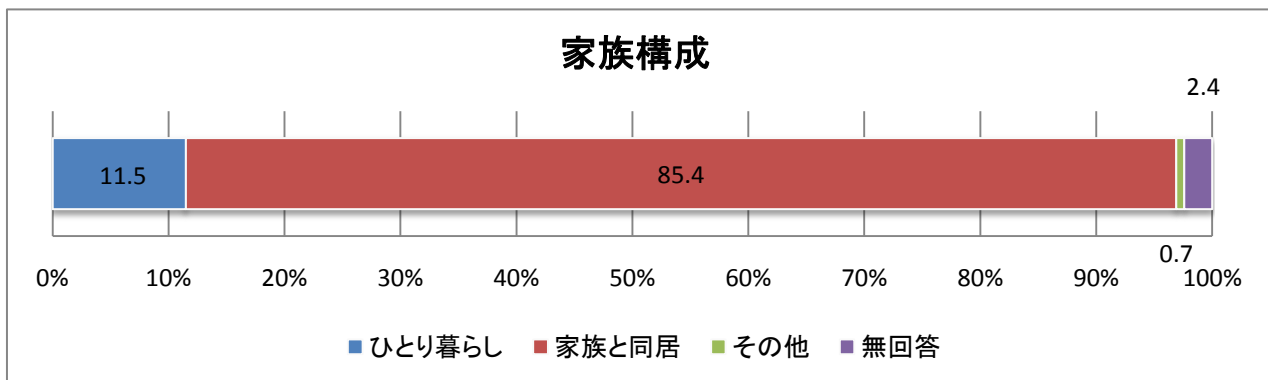
平成23年3月に、要介護3～5及び施設入所者を除く65歳以上の町民1,000名に対して、現在の暮らしの状況・健康状態・介護の状況等についてアンケート調査を実施しました。主な結果は、次のとおりです。

配布数	回収数	回収率
1,000	893	89.30%

(1) 家族や生活状況について

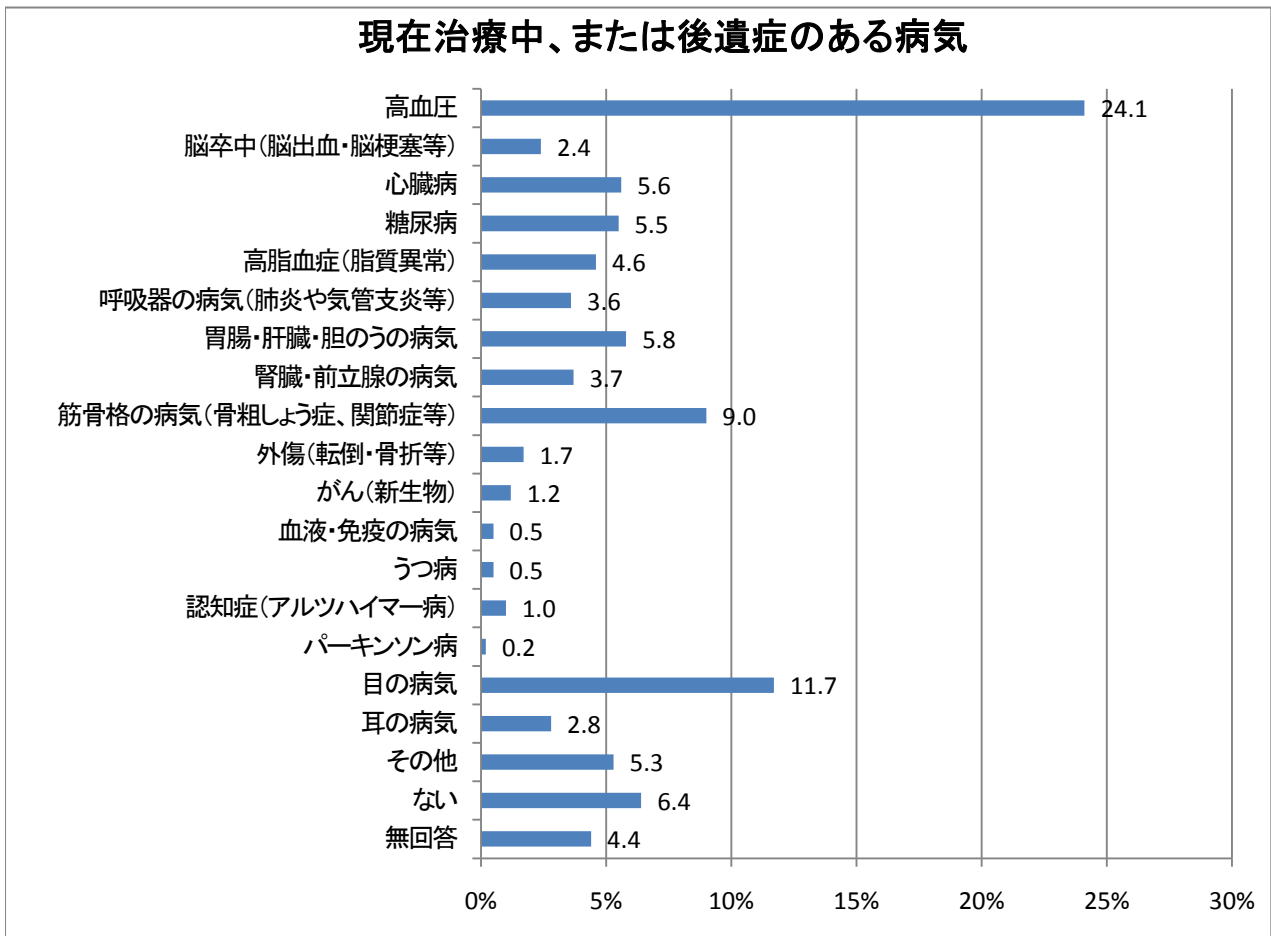
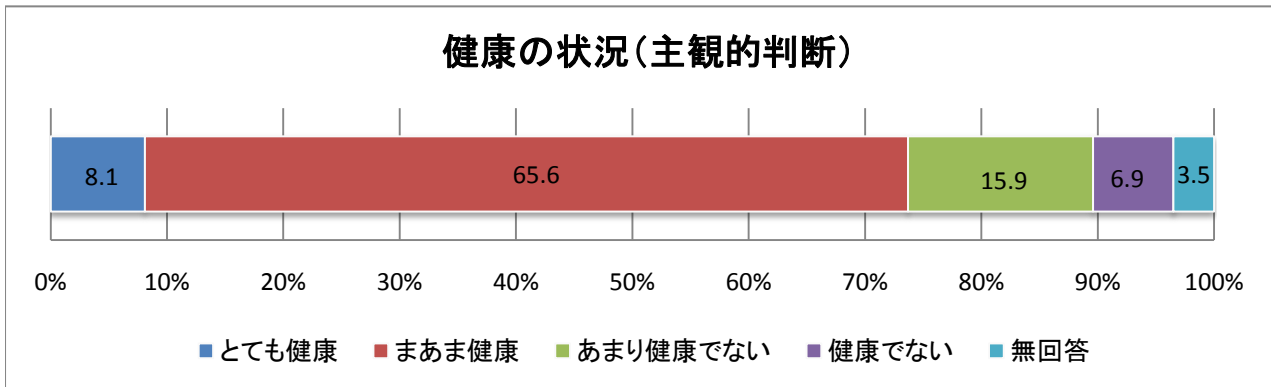
家族構成については、8割強の方が家族などと同居をされていますが、1割程度の方は1人暮らしをされています。

暮らしの経済的状況については、「苦しい」「やや苦しい」を合わせた『苦しい』との回答が、5割を超えています。



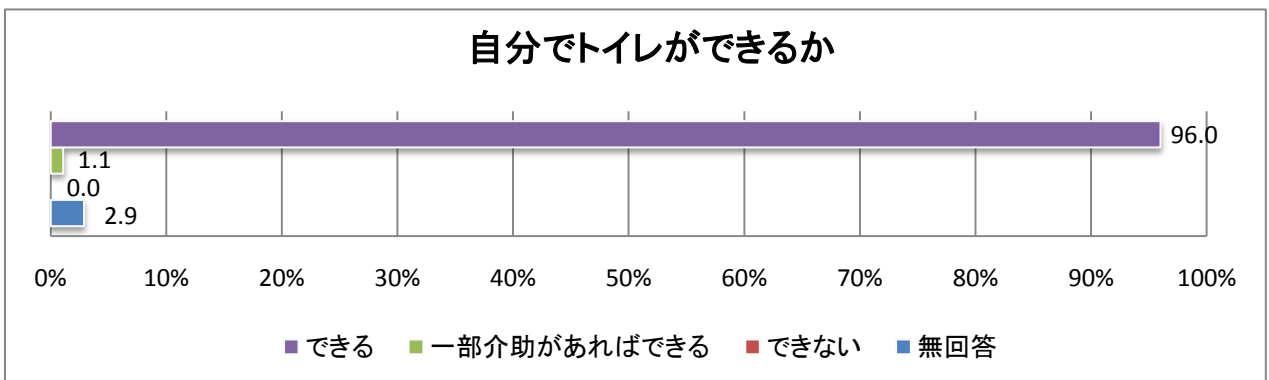
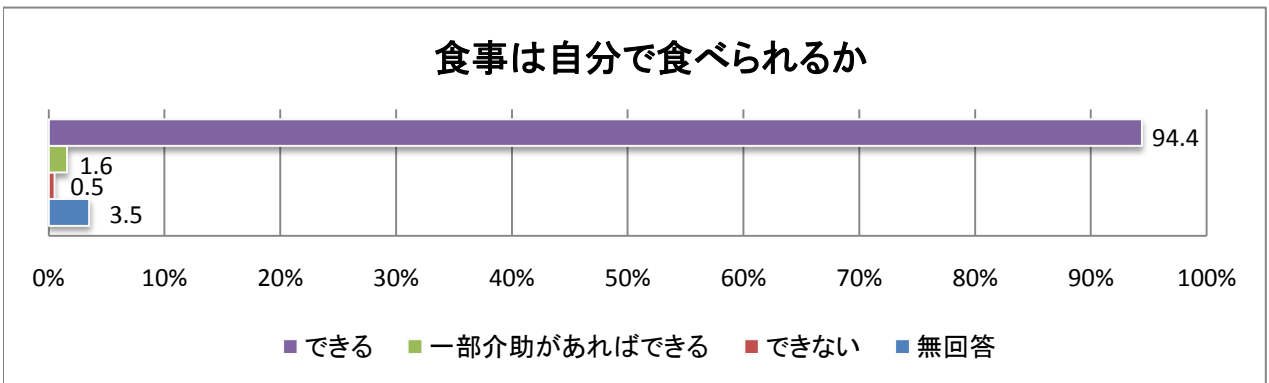
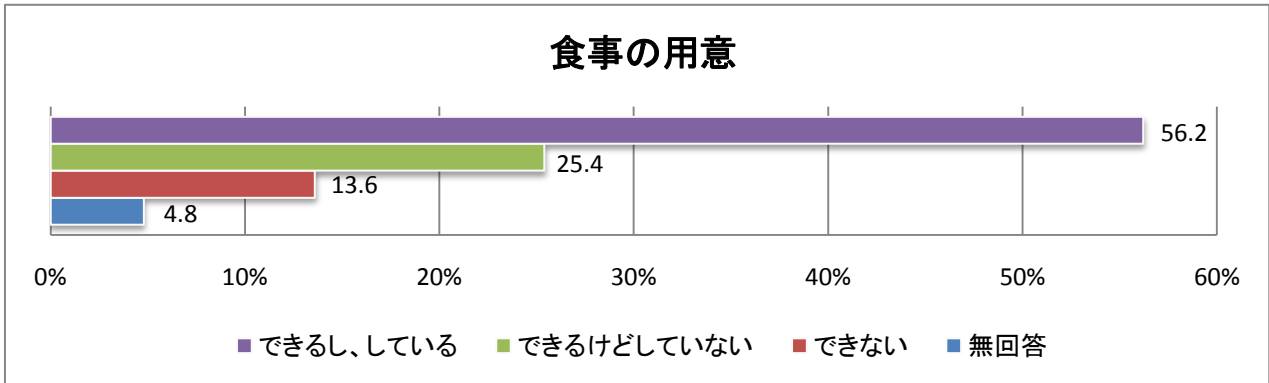
(2) 健康について

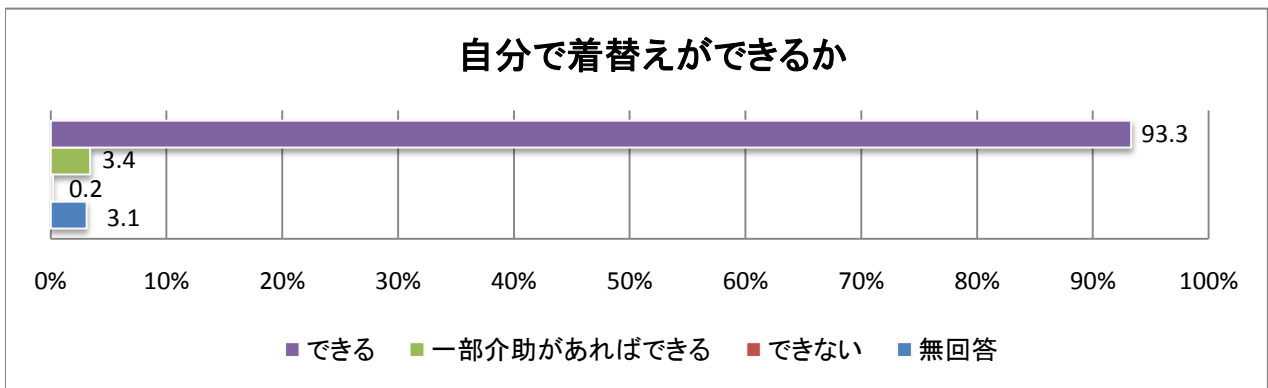
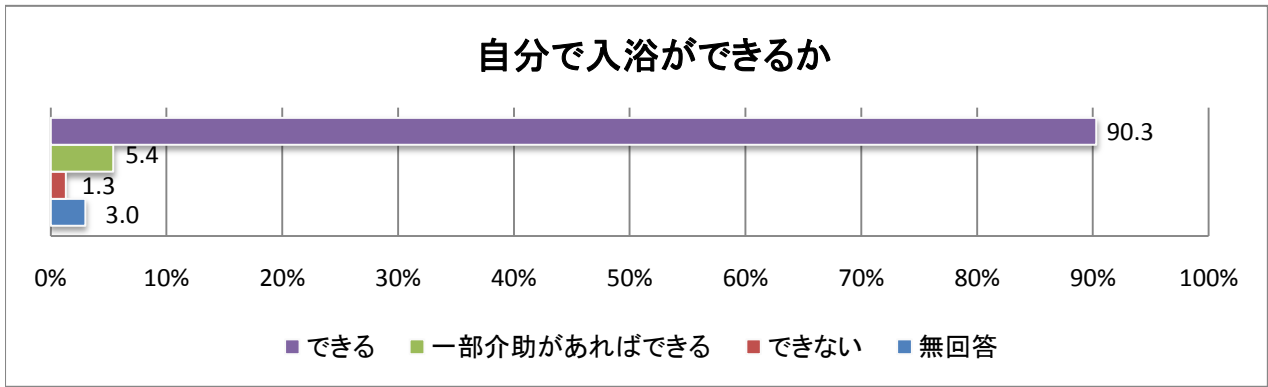
普段自分が健康だと思うかどうかの質問については、「あまり健康でない」「健康でない」を合わせた『健康でない』が2割を越えており、現在治療中、又は後遺症のある病気があるかどうかの質問で、1割弱の方しか病気はないと答えておらず、多くの高齢者が何らかの病気を抱えていることが伺えます。



(3) 日常生活について

日常生活を一人で行えるかどうかの質問については、「食事の用意」以外の「食事を自分で食べられる」、「自分でトイレができる」、「自分で入浴ができる」、「自分で着替えができる」の項目については、ほとんどの方が自分で行うことができますが、「食事の用意」だけが1割強の方が自分でできないとの回答となっており、今後は配食サービスなどの検討も行っていく必要があります。

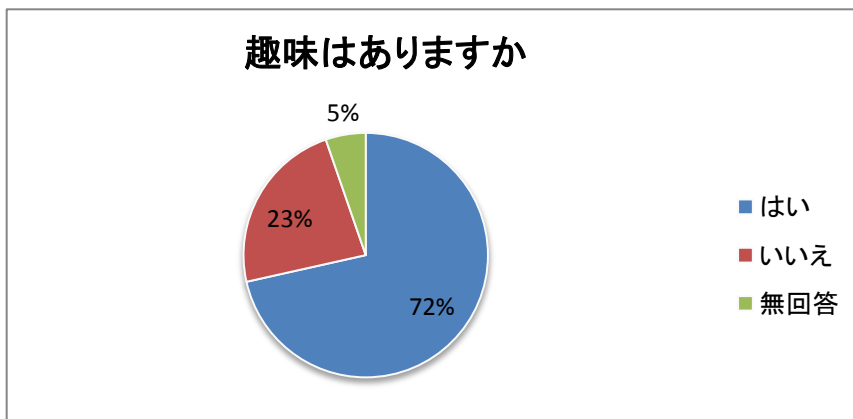


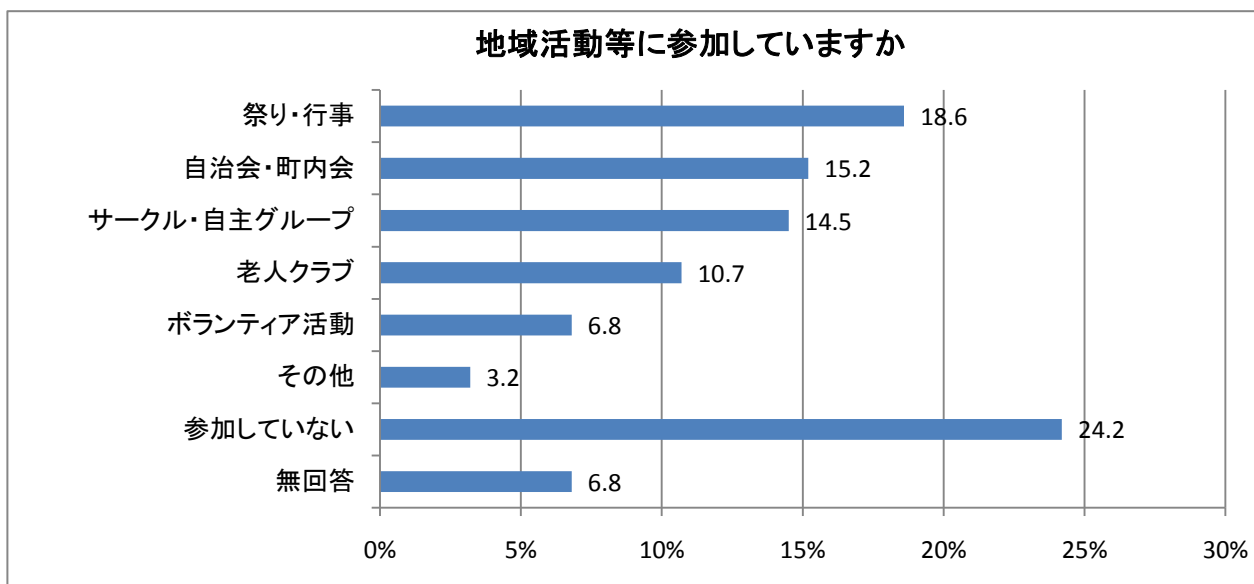


(4) 趣味・社会参加について

趣味を持っているかについては、7割強の方が「はい」と答えていますが、2割強の方も「いいえ」と答えています。

地域活動への参加については、「祭り・行事」が最も多く、「自治会・町内会」、「サークル・自主グループ」への活動への参加が次いでいます。しかしながら、「参加していない」も2割を超えていますので、今後は高齢者の生きがいや社会参加への推進についての取組み方法を検討していく必要があります。

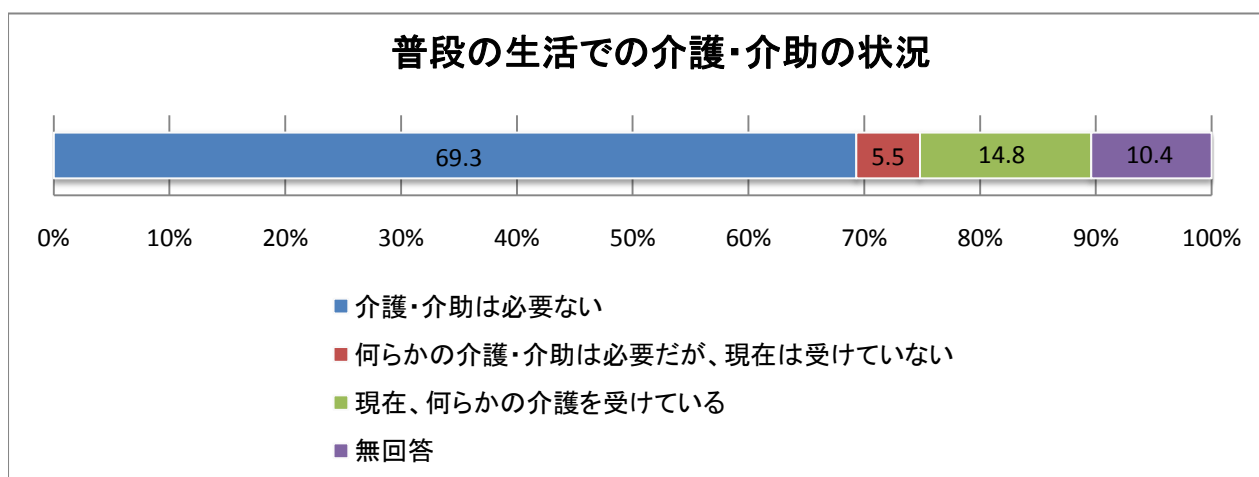




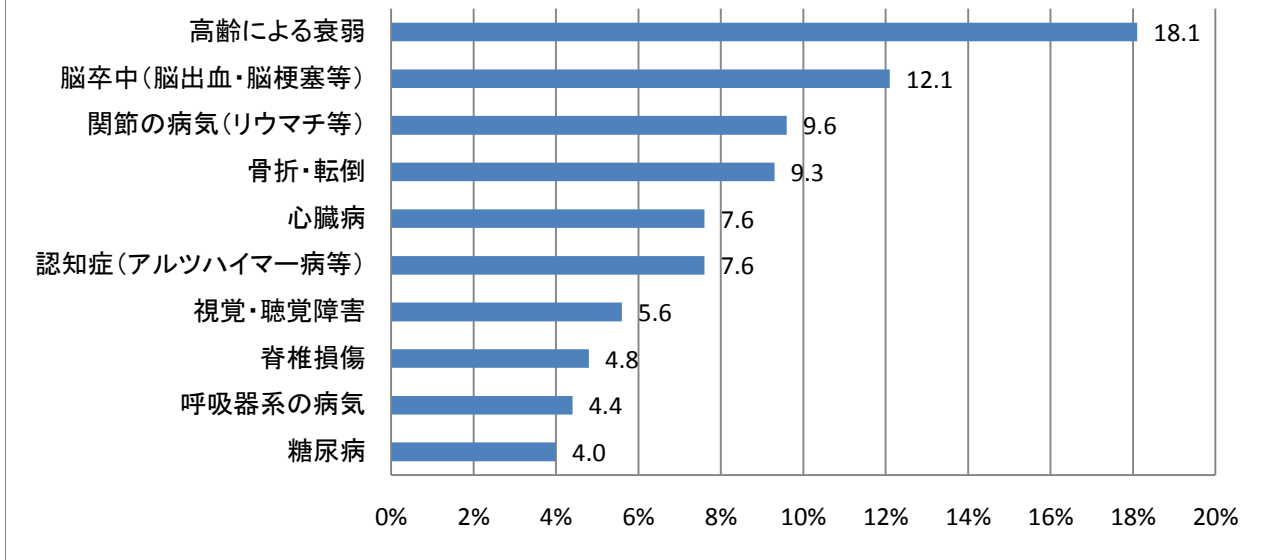
(5) 介護・介助の状況について

介護・介助が必要、または現在介護を受けている方は、全体の2割ほどおります。

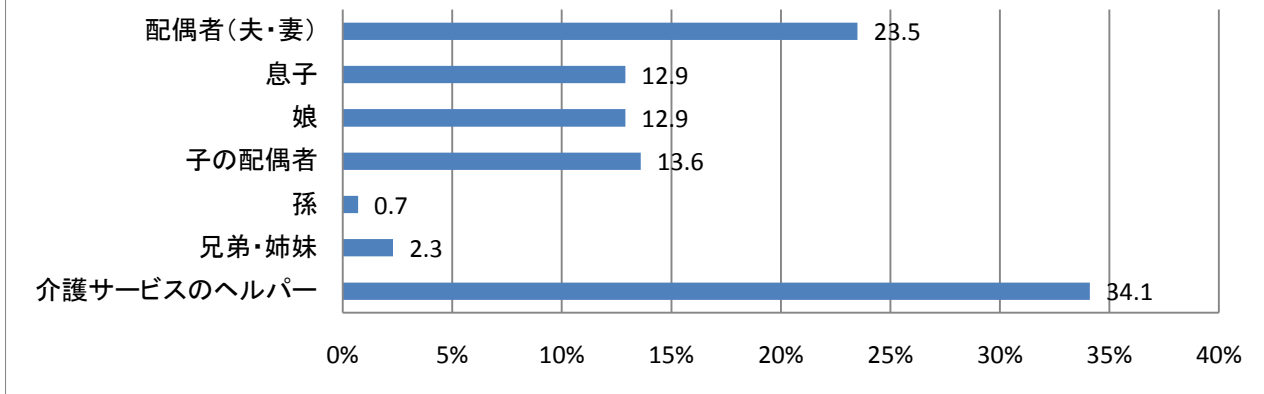
また、介護を利用されている方のうち主に介護を行っている方は「介護サービスのヘルパー」に次いで「配偶者」となっており、主たる介護者の年齢も75歳以上の方が3割弱もいることから、老々介護も多く見受けられますので、今後は年々高齢化する介護・介助者への支援についても検討していきます。



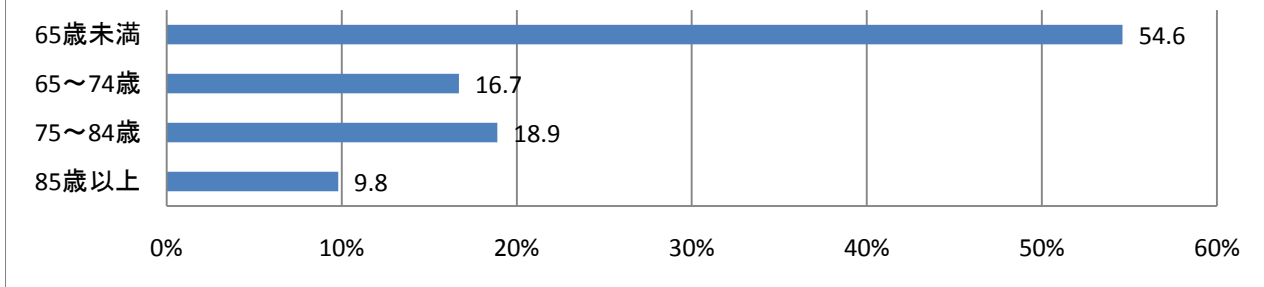
介護・介助が必要になった主な原因



主な介護・介助者



主な介護・介助者の年齢



第4章 介護保険事業計画

第4章 介護保険事業計画

第1節 居宅サービスの見込量

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問し身体介護や生活援助を行うサービスです。身体介護は、入浴、排せつのお世話、衣類やシーツの交換、通院の付き添い等のサービスがあり、生活援助は、住居の清掃、洗濯、買い物、食事の準備、調理等のサービスがあります。

平成26年度には、20,986回／年を見込みます。

介護予防訪問介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問し調理や掃除などを利用者と一緒にいき、利用者が自分でできることが増えるよう支援するサービスです。

平成26年度には、288人／年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	15,227回	13,861回	13,235回	19,988回	20,467回	20,986回
介護予防訪問介護	143人	204人	246人	252人	270人	288人

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、在宅において自力あるいは家族のみでは入浴が困難な寝たきり及び障害のある方に対して移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を受けるサービスです。

平成26年度には、1,158回／年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護	1,073回	1,028回	876回	993回	1,072回	1,158回

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションの看護師などが主治医と連絡を取りながら家庭を訪問し、病状を観察したり床ずれの手当等を受けるサービスです。

平成26年度には、1,311回/年を見込みます。

介護予防訪問看護は、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行うサービスです。

平成26年度には、21回/年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護	1,266回	1,373回	1,061回	1,199回	1,234回	1,311回
介護予防 訪問看護	0回	0回	0回	7回	14回	21回

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し日常生活での自立を支援するために行うリハビリテーションサービスです。

平成26年度には、1,557回/年を見込みます。

介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、自分でできる範囲の機能改善等を支援するサービスです。

介護予防対象者の実情に応じて検討していきます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリ テーション	460回	773回	762回	1,427回	1,526回	1,557回

(5) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、デイサービスセンターで健康チェック・入浴サービス・給食サービス・日常動作訓練・レクリエーション等を受けられる日帰りのサービスです。

平成26年度には、18,162回／年を見込みます。

介護予防通所介護は、デイサービスセンターで健康チェック・入浴サービス・給食サービス・日常動作訓練・レクリエーション等により生活機能の維持・向上を図るためのサービスです。

平成26年度には、399人／年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護	15,445回	15,439回	16,272回	16,889回	17,535回	18,162回
介護予防通所介護	181人	248人	281人	312人	336人	399人

(6) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関内に設置されるデイケアセンター等で理学療法士や作業療法士等による日帰りのリハビリテーションサービスです。

平成26年度には、4,827回／年を見込みます。

介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関内に設置されるデイケアセンター等で理学療法士や作業療法士等による生活機能の維持・向上を図るためのサービスです。

平成26年度には、145人／年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション	5,217回	4,545回	4,619回	4,566回	4,686回	4,827回
介護予防通所リハビリテーション	142人	138人	120人	132人	140人	145人

(7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護保険施設等に短期入所しながら介護や機能訓練等を受けられるサービスで、介護老人福祉施設等に入所する短期入所生活介護と介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所する短期入所療養介護があります。

平成26年度には、短期入所生活介護は6,527日/年を見込みます。
介護予防短期入所生活介護は、実情に応じて検討していきます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所 生活介護	3,729日	4,999日	5,504日	6,073日	6,291日	6,527日

(8) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。

平成26年度には、居宅療養管理指導は554人/年を見込み、介護予防居宅療養管理指導は14人/年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養 管理指導	502人	401人	393人	492人	508人	554人
介護予防居宅 療養管理指導	19人	1人	10人	12人	12人	14人

(9) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、指定業者から福祉用具のレンタルサービスが利用できます。

車いす／車いす付属品／特殊寝台／特殊寝台付属品／床ずれ予防用具 体位変換器／手すり／スロープ歩行器／歩行補助杖／移動用リフト 認知症老人徘徊感知器

平成26年度には、福祉用具貸与は1,817人／年を見込み、介護予防福祉用具貸与は153人／年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与	1,514人	1,449人	1,646人	1,652人	1,747人	1,817人
介護予防福祉用具貸与	96人	98人	128人	147人	147人	153人

(10) 福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費

福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費は、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の福祉用具購入費を支給するサービスです。

(利用限度額 10万円／年)

平成26年度には、福祉用具購入費は52人／年を見込み、介護予防福祉用具購入費は8人／年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具購入費	32人	33人	39人	50人	51人	52人
介護予防福祉用具購入費	7人	3人	8人	7人	7人	8人

(11) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

階段や浴室等の手すりの取り付け、床の段差解消等の住宅改修費を支給するサービスです。(利用限度額20万円)

平成26年度には、住宅改修費は34人/年を見込み、介護予防住宅改修費は3人/年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修費	26人	24人	23人	31人	32人	34人
介護予防住宅改修費	3人	1人	2人	2人	3人	3人

(12) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、軽費老人ホーム(ケアハウス)や有料老人ホーム等が介護保険の特定施設入居者生活介護として指定を受けた施設の介護サービス(介護スタッフによる入浴・排泄・食事等の日常生活支援や機能訓練等)です。

平成26年度には、5人/年を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	1人	1人	1人	5人	5人	5人

第2節 地域密着型サービスの見込量

(1) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知高齢者が家庭的な環境のもとで共同生活する「グループホーム」で行われる介護サービス（介護スタッフによる入浴・排泄・食事等の日常生活支援や機能訓練等）です。

平成26年度には、27人/月を見込みます。

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型 共同生活介護 ・介護予防認 知症対応型共 同生活介護	13人	13人	21人	27人	27人	27人

第3節 施設サービスの見込量

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入浴・排泄・食事等の動作に支障があり、自宅での生活が困難な人が入所し、常時介護を受けられる施設です。現状においては、施設数が限られているため要介護4・5の人や独居と高齢者のみの世帯等で真に入所を必要としている希望者を優先させる傾向となっています。

平成26年度には、94人/月を見込みます。

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定し、入院治療が必要でなくなった人が自宅に戻ることができるよう、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

平成26年度には、46人/月を見込みます。

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期間の療養が必要な人が入所し、医学的な管理のもとに介護や医療が受けられる施設です。

また、介護療養型医療施設については、平成30年度末までに廃止が予定されています。（医療制度改革の一環）

サービス推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人 福祉施設	75人	88人	91人	93人	94人	94人
介護老人 保健施設	40人	43人	42人	45人	46人	46人
介護療養型 医療施設	13人	15人	6人	1人	1人	1人

第5章 地域支援事業

第5章 地域支援事業

第1節 地域支援事業

高齢者ができるだけ住み慣れた町で自分らしい生活を送ることができるように、要支援・要介護状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になっても、地域で自立した日常生活を送れることを目的として、地域支援事業を実施しています。

また、第5期介護保険事業計画においては、要支援と非該当を行き来するような高齢者を対象に、配食、見守り等を行うサービスとして、新たに日常生活支援総合事業の導入を検討していきます。

(1) 介護予防事業

生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者に対して介護予防事業を行います。また、一般の高齢者にも健康づくりや生活支援のサービスなどを提供しています。

① 二次予防事業施策

要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者を対象に、介護予防事業を利用し、生活機能の低下・改善を図ります。

(i) 二次予防事業の対象者把握事業

二次予防事業対象者の把握に向けて、65歳以上（要支援・要介護の認定者は除く）の介護保険第1号被保険者全員に基本チェックリストを実施し二次予防事業対象者を把握します。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
チェックリスト回収率	78.5%	79.3%	77.7%	80.0%	82.0%	85.0%

(ii) 通所型介護予防事業

把握された二次予防事業の対象者が、通所という形で通いながら、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等に関するプログラムやこれらのう

ち複数を組み合わせたプログラムなどを行い、活動的で生きがいのある人生を送れるように取り組んでいきます。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運動器の機能向上 (筋カトレーニング)	23回 (129人)	23回 (152人)	20回 (136人)	24回 (192人)	24回 (192人)	24回 (192人)
栄養改善	—	—	—	6回 (10人)	6回 (10人)	6回 (15人)
口腔機能の向上	—	4回 (16人)	—	4回 (15人)	4回 (15人)	4回 (20人)
閉じこもり 認知症予防	—	—	—	24回 (120人)	24回 (160人)	24回 (240人)

(iii) 訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等の状態（またはそのおそれのある）二次予防事業対象者に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し必要な相談・指導を行います。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問型介護 予防事業	—	—	—	5回 (5人)	5回 (10人)	5回 (15人)

(iv) 二次予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」を参考とした達成状況の検証をおこなうことにより、二次予防事業を評価します。

② 一次予防事業施策

元気な高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組みで、介護予防の基本的な知識の普及・啓発や地域活動団体等の自主的な介護予防に向けた活動支援等を実施します。

(i) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、運動の教室やパンフレットの配布・講座等を開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援していきます。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防普及 啓発事業	39回 (741人)	12回 (352人)	14回 (300人)	30回 (400人)	35回 (500人)	40回 (600人)
運動の教室 (二次予防卒業生対象)	—	—	15回 (90人)	15回 (90人)	17回 (140人)	20回 (200人)

(ii) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のため研修や介護予防に役立つ地域活動組織の育成・支援を行います。

(iii) 一次予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、プロセス評価を中心として、年度ごとに事業評価を行います。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定において要支援と非該当を行き来するような高齢者を対象に配食や見守り等を行うサービスで、独居や高齢者二人暮らしなど、介護保険サービスの利用に結び付かない高齢者に対し安否確認を図ることができます。

今後、配食・見守り等の生活支援の充実を図るうえで、日常生活支援総合事業の導入について検討していきます。

(3) 包括的支援事業

包括支援センターにおいて高齢者の実態を把握し、総合的な相談・支援、介護予防ケアマネジメント、ケアマネジャーに対する指導・助言、ネットワークづくり等を行います。

① 介護予防マネジメント事業

自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的として一人ひとりに的確な介護予防サービスを提供するためのケアプランを作成し、事業参加における効果の定期的な評価を行いながら、一貫して継続性のある介護予防マネジメントを行います。

② 総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者に限らず地域住民が、住み慣れた当町で安心して自分らしい生活を継続していくことができるようにするため、高齢者の心身の状況や家庭環境等の把握に努めながら、関係機関のネットワークを活かし、介護保険のサービスにとどまらない様々なサービスについての情報提供や継続的・専門的な相談支援を行います。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延相談件数	240人	241人	350人	400人	500人	600人

③ 包括的・継続的マネジメント事業

利用者一人ひとりに対し主治医、介護支援専門員や地域の関係機関など他職種との連携を図り、継続的に支援していきます。また、介護支援専門員が抱えている支援困難事例への指導助言を行います。

(3) 任意事業

① 介護給付費用適正化事業

不適切な介護給付を削減し、利用者に対する適切な介護サービスを確保するため、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を図ります。

② 家族介護継続支援事業

重度の在宅高齢者（要介護4、5）を介護している家族等に対して日頃の苦勞に報いるため家族介護として継続支援金を支給します。

第6章 介護保険事業の運営

第6章 介護保険事業の運営

第1節 介護給付費の実績と推計

第4章の各介護サービスの目標値を費用換算し、第5期介護保険事業計画における給付費を推計した結果は下表の通りです。

各介護サービス給付費の推計額

単位：千円

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス	訪問介護	63,199	57,909	54,828	60,624	61,994	63,441
	訪問入浴介護	12,000	11,503	10,150	11,425	12,316	13,300
	訪問看護	8,977	10,585	8,048	10,229	10,600	11,416
	訪問リハビリテーション	1,902	3,957	3,707	4,084	4,368	4,457
	通所介護	131,177	133,552	145,248	154,891	161,306	168,121
	通所リハビリテーション	49,414	43,917	43,515	45,137	46,485	48,174
	福祉用具貸与	17,199	17,015	20,043	20,767	22,122	23,252
	短期入所サービス	32,171	43,112	48,026	53,111	54,899	57,087
	小計	316,039	321,550	333,565	360,268	374,090	389,248
	認知症対応型共同生活介護	39,058	39,625	63,391	84,245	84,477	84,224
	特定施設入所者生活介護	2,462	2,776	2,328	12,573	12,573	12,573
	(A) 合計	357,559	363,951	399,284	457,086	471,140	486,045
その他	居宅療養管理指導	3,050	2,362	2,452	2,762	2,839	3,101
	居宅介護支援	36,871	36,955	38,831	44,415	45,082	45,566
	審査支払手数料	961	908	809	780	809	837
	福祉用具購入費	1,034	1,065	1,555	2,088	2,139	2,200
	住宅改修費	3,186	2,425	2,705	3,671	3,851	4,010
	(B) 合計	45,102	43,715	46,352	53,716	54,720	55,714
(C) 居宅・その他合計 (A+B)		402,661	407,666	445,636	510,802	525,860	541,759
施設サービス	介護老人福祉施設	215,374	251,349	261,249	281,059	284,111	284,111
	介護老人保健施設	120,166	131,515	134,805	150,164	153,617	153,617
	介護療養型医療施設	57,349	61,296	23,420	4,310	4,310	4,310
	(D) 合計	392,889	444,160	419,474	435,533	442,038	442,038
(E) 合計 (C+D)		795,550	851,826	865,110	946,335	967,898	983,797
(F) 高額介護サービス費		16,423	18,929	20,266	23,480	25,752	26,460
(G) 高額医療合算介護サービス費		0	3,881	2,000	3,000	3,290	3,381
(H) 特定入所者生活介護		33,240	43,070	49,556	55,975	59,900	60,920
(I) 事業費計 (E+F+G+H)		845,213	917,706	936,932	1,028,790	1,056,840	1,074,558

※「その他」欄の審査支払手数料は、審査支払手数料に要する費用のうち60円相当分の合計です。

第2節 第1号被保険者の保険料の設定

(1) 保険給付費

第1号被保険者の保険料算定に必要な平成24年度から26年度までの標準給付費の総額は、約3,201,312千円になります。

標準給付費

単位：千円

	区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
居宅サービス費	介護給付	353,410	366,047	378,706	1,098,163
	予防給付	22,193	23,455	26,216	71,864
居宅介護支援費	介護給付	41,373	41,884	42,060	125,317
	予防給付	3,042	3,198	3,506	9,746
福祉用具購入費	介護給付	1,874	1,899	1,938	5,711
	予防給付	214	240	262	716
住宅改修費	介護給付	3,261	3,370	3,422	10,053
	予防給付	410	481	588	1,479
地域密着型 サービス費	介護給付	84,245	84,477	84,224	252,946
	予防給付	0	0	0	0
施設サービス費	介護給付	435,533	442,038	442,038	1,319,609
高額介護サービス費	介護給付	23,480	25,752	26,460	75,692
高額医療合算介護 サービス費	介護給付	3,000	3,290	3,381	9,671
特定入所者生活介護 サービス費	介護給付	55,975	59,900	60,920	176,795
審査支払手数料	—	780	809	837	2,426
保険給付費総額	—	1,028,790	1,056,840	1,074,558	3,160,188
地域支援事業費	—	13,549	13,917	14,151	41,617

(2) 第1号被保険者の保険料

保険給付費のうち第1号被保険者の保険料で賄うべき費用(給付費総額の21%相当)を所得段階別人数で除した年額の保険料基準額を57,600円(月額4,800円)とします。

所得段階別の保険料額(年額)

所得段階別	説明	所得段階 加入割合	保険料年額(円)			備考
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税	0.6%	28,800	28,800	28,800	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下の者	14.7%	28,800	28,800	28,800	基準額×0.5
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、保険料負担第2段階該当者以外の者	13.4%	43,200	43,200	43,200	基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税	41.6%	57,600	57,600	57,600	基準額
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満	21.8%	72,000	72,000	72,000	基準額×1.25
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上	7.9%	86,400	86,400	86,400	基準額×1.5

第7章 高齢者福祉の充実

第7章 高齢者福祉の充実

第1節 健康増進事業の推進

(1) 健康診査

① 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査

メタボリックシンドロームの予防や生活習慣病等の早期発見のため、40歳から74歳までの長南町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施します。そして、メタボリックシンドロームのリスクの高い方を対象に特定保健指導を実施します。また、75歳以上の方を対象に、生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的とした後期高齢者健康診査を実施します。

<目標>

周知の工夫、休日及び夜間健診の導入、上乘せ検査（貧血・眼底・心電図検査）により、受診率の向上に努めます。また、初回面接の充実や周知により特定保健指導の実施率を向上させ、個人にあった生活習慣改善への取り組みを支援します。

② 青年の健康診査

学校や職場等で健診を受ける機会がない18歳から39歳の町民を対象に、メタボリックシンドロームの予防や生活習慣病等の早期発見のため、青年の健康診査を実施します。

<目標>

広報等による周知を図りながら、受診率の向上に努めます。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に対し個別指導を行い、生活習慣改善への取り組みを支援します。

③ がん検診

がんの早期発見・早期治療のため、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診、30歳以上の女性を対象に乳がん検診、40歳以上の方を対象に肺がん（喀たん）・胃がん・大腸がん検診、50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を実施します。

<目標>

毎戸に実施する希望調査により、検診の周知を行い受診率の向上に努めるとともに、精密検査の受診勧奨を強化し、がんの早期発見・早期治療を推進します。

また、休日検診の導入等の実施体制の整備、精度管理や事業評価について検討します。

④ 骨粗鬆症予防検診

早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防するため、20歳から70歳までの5歳刻みの女性を対象に骨粗鬆症予防検診を実施しています。

<目標>

広報等による周知を図りながら、受診率の向上に努めます。また、検診の結果が要指導の方に対し個別指導を行い、生活習慣改善への取り組みを支援します。

⑤ 肝炎ウィルス検診

肝炎対策として、肝炎の早期発見・早期治療のために、40歳以上の方を対象にB型・C型肝炎ウィルス検査を実施します。

<目標>

新規対象者や未受診者への受診勧奨を強化します。

⑥ 在宅訪問歯科健康診査

歯科受診が困難な65歳以上の在宅寝たきり者等を対象に、歯科医師が訪問し、健康診査を実施します。

<目標>

歯科医師会と連携し、在宅における歯科保健サービスの向上を図り、口腔衛生の改善と身体機能および生活意欲の維持・向上に努めます。

推計見込量 (受診者数・受診率)

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定健康診査	611人 (28.3%)	680人 (32.8%)	693人 (32.1%)	1,430人 (65.0%)	1,430人 (65.0%)	1,430人 (65.0%)
後期高齢者 健康診査	102人 (5.9%)	130人 (7.3%)	144人 (8.1%)	540人 (30.0%)	540人 (30.0%)	540人 (30.0%)
青年の健康診査	76人 (48.4%)	65人 (38.7%)	94人 (64.8%)	104人	104人	104人
子宮がん検診	614人 (29.6%)	666人 (34.4%)	639人 (33.0%)	650人	650人	650人
乳がん検診	718人 (38.6%)	797人 (43.7%)	800人 (43.8%)	945人	945人	945人
肺がん検診	413人 (24.3%)	402人 (24.2%)	393人 (23.7%)	399人	399人	399人

胃がん検診	745人 (23.8%)	719人 (23.3%)	719人 (23.3%)	760人	760人	760人
大腸がん検診	952人 (30.4%)	948人 (30.8%)	940人 (30.5%)	1,187人	1,187人	1,187人
前立腺がん検診	369人 (29.9%)	427人 (35.2%)	448人 (37.0%)	446人	446人	446人
骨粗鬆症検診	65人 (52.8%)	77人 (67.0%)	51人 (56.0%)	66人	66人	66人
肝炎ウィルス 検査	108人	101人	98人	100人	100人	100人
在宅訪問歯科 健康診査	1人	2人	1人	4人	4人	4人

(2) 健康教育

① 集団健康教育

生涯を通じた健康づくりのための、生き生きとした活動的な生活習慣の定着化と知識の普及や、メタボリックシンドローム予防のための運動習慣や生活習慣の確立のために、個別相談と集団指導による健康づくりの取り組みを支援します。

<目標>

健康目標に基づいた記録によって、個人にあった健康づくりの支援を行います。また、個人と集団における事業の評価を行います。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ヘルスアップ 教室	10回 (288人)	12回 (310人)	11回 (284人)	12回 (300人)	12回 (300人)	12回 (300人)
シェイプアップ 教室	12回 (274人)	20回 (421人)	19回 (529人)	20回 (500人)	20回 (500人)	20回 (500人)

(3) 健康相談

① 重点健康相談

健診（検診）受診者等を対象に糖尿病・高脂血症・高血圧等の循環器疾患や骨粗鬆症などの健康に関する生活習慣の指導を行います。

<目標>

健診（検診）の要指導者に対して個人の生活状況にあった相談や指導により、生活習慣改善の取り組みを支援します。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重点健康相談	5回 (165人)	6回 (68人)	9回 (76人)	8回 (100人)	8回 (100人)	8回 (100人)

② 総合健康相談

心身の健康に関して、一般的な相談を行う総合健康相談を実施します。

<目標>

広報等により実施の周知を図るとともに、心身の健康に関する相談機会の充実に努めます。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健康講座	26回 (121人)	20回 (340人)	19回 (315人)	22回 (260人)	22回 (260人)	22回 (260人)

③ 訪問指導

各種健康診査の結果、精密検査が必要な者の受診勧奨や、生活習慣病の予防等において指導が必要と思われる者に対して訪問指導を実施します。

<目標>

受診指導後の継続的な支援を図ります。また、関係機関と連携をとりながら、訪問活動を行います。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問指導	10人	21人	9人	10人	10人	10人

第2節 予防事業の推進

(1) 結核検診

結核の早期発見のために、65歳以上の高齢者を対象に、年1回結核検診を実施します。

<目標>

広報等により検診の周知を行い受診の向上に努めるとともに、精密検査の受診勧奨を行い結核の早期発見・早期治療を推進します。

推計見込量 (受診者数・受診率)

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
結核検診	568人 (39.6%)	589人 (41.4%)	537人 (37.8%)	570人	570人	570人

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防のために、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害がある方等を対象に、年1回接種費用の助成を行います。

<目標>

広報等により実施の周知を図るとともに、医療機関との連携により、事業の周知と接種率の向上に努め、高齢者のインフルエンザ予防を強化します。

推計見込量 (受診者数・受診率)

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者インフル エンザ予防接種	2,098人 (68.8%)	2,157人 (70.4%)	2,150人 (71.1%)	2,307人	2,373人	2,440人

(3) 食生活改善推進活動

「子供からお年寄りまで食生活の基礎を伝えよう」を目標に、推進員に対し中央研修会を定期的実施します。推進員は地区の集会や公民館・保健センター等において、研修での知識や調理実習の内容を地域住民に伝達し、正しい食生活の普及のための食育を行っています。

<目標>

推進員が地域住民の食育活動のために必要な知識を身につけるために、推進員の研修内容の充実を図ります。また、推進員が普及活動を円滑に行うための支援をします。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地区伝達	34回 (789人)	32回 (801人)	30回 (796人)	30回 (800人)	30回 (800人)	30回 (800人)

第3節 福祉サービスの推進

(1) 地域包括ケアの実現のため視点

① 認知症支援策の充実及び高齢者虐待防止の取り組み

認知症高齢者の家族や地域住民に認知症に関する正しい理解を深めるため、講座等を開催し認知症サポーターを養成します。

高齢者に対する虐待を未然に防止するとともに、緊急的に一時的な保護が行えるように支援します。

② 医療との連携

茂原市長生郡内等広域的な医療機関や訪問看護ステーションなどと連携を図り、末期がんや脳血管疾患の後遺症など医療的なケアが必要な場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護者や家族を支援します。

③ 高齢者の居住に係る連携

高齢者本人の希望でもある、自宅での生活が維持できるように一人ひとりの状況に応じた住まいなどの環境づくりを検討していきます。

④ 生活支援サービス

(i) 緊急通報装置貸与事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、急病や緊急事態発生時の連絡手段を確保するため、緊急通報装置の貸与を実施し在宅福祉の支援をします。

(ii) 高齢者日常生活用具給付事業

支援が必要な高齢者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行うことにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進を図ります。

(iii) 紙おむつの支給・福祉用具の貸与

町社会福祉協議会において、在宅で寝たきりの高齢者に対する紙おむつの支給や介護ベットなどが必要となった方には福祉用具を貸与し、在宅介護を支援します。

(iv) 訪問カットサービス

寝たきりの高齢者の方がカットサービスを受けることで、保健衛生の増進を図り在宅での介護を支援します。

(v) 和気あいあい事業

介護保険を利用していない高齢者を対象に、ふれあい・支えあいの場を提供し、生活相談・レクリエーション等を行うことで、社会的孤立感の解消及び心身の向上を図り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(vi) 給食（配食）・見守りサービス

ボランティア組織により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して配食サービスを実施します。また、独居高齢者や高齢者の二人暮らしなどで生活に不安を持つ高齢者や家族が安心して在宅での生活が維持できるような、配食・見守りサービスも検討していきます。

(vii) 外出支援サービス

外出支援サービスについては、福祉タクシー利用者助成事業や福祉カー貸付事業・予約制乗り合いタクシー（試行中）の周知を図り、障害者等の社会参加を支援していきます。

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム

環境上や経済的な理由により居宅での生活が困難な方を、法律に基づき入所判定委員会に諮り養護老人ホームへの入所措置地を行っており、長生管内に1施設が整備され現在7名の方が利用しています。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の方または夫婦のどちらかが60歳以上で、身体機能の低下または家庭

環境・住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方が低額で利用できる施設で、町内にはケアハウスザイクスヒル長南・びおとーぷがあり、65床が整備されています。

推計見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
養護老人ホーム	5人	7人	7人	7人	7人	7人
軽費老人ホーム	61人	55人	48人	65人	65人	65人

資 料 編

長南町介護保険運営協議会設置条例

（設置）

第1条 本町の介護保険事業に関する事項を審議するため、長南町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- （1）介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関すること。
- （2）地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- （3）前号に掲げるもののほか、町の介護保険事業に関する必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、医療・保健・福祉に係る者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員に半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、町長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年長南町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

介護保険運営協議会会長	半日額 4,000円
介護保険運営協議会委員	半日額 3,500円

別表第2 国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

介護保険運営協議会会長
介護保険運営協議会委員

別表第3 国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

介護保険運営協議会会長	1,700円
介護保険運営協議会委員	1,700円

長南町介護保険運営協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	山形 文一	長南町民生委員児童委員協議会会長
副会長	松崎 剛忠	長南町議会教育民生常任委員長
委 員	石井 正己	長南町国民健康保険運営協議会会長
委 員	横山 正之	茂原市長生郡医師会
委 員	金坂 敏夫	長南町社会福祉協議会会長
委 員	田村 八千代	特別養護老人ホームザイクスヒル長南施設長
委 員	高橋 功	長南町身体障害者福祉会会長
委 員	廣田 恵子	給食サービス みのり会代表
委 員	高橋 英之	長南町区長会 地区会長

長南町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

発行 千葉県 長南町
編集 長南町 住民課 保健福祉室

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

TEL 0475(46)2111(代)

TEL 0475(46)2116(直)

FAX 0475(46)1214(代)

Mail fukushi@town.chonan.chiba.jp